

# 広島市請負工事監督技術基準

(この基準の趣旨)

第1条 この技術基準は、広島市請負工事等監督・調査規程（昭和35年広島市訓令第41号）及び広島市請負工事監督要領に基づき、工事の請負契約にかかる監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査（確認を含む）及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員」……… 監督職員とは、契約約款第9条第1項により通知した職員をいう。
- (3)「監督の方法」…… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、検査（確認を含む）、立会い、把握）を総称していう。
  - ①指 示…………… 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
  - ②承 諾…………… 契約図書で明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
  - ③協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④通 知…………… 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
  - ⑤受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
  - ⑥検 査…………… 契約図書に示された事項について、監督職員が臨場若しくは受注者（確認を含む）が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
  - ⑦把 握…………… 監督職員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
  - ⑧立会い…………… 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確かめることをいう。
  - ⑨書 面…………… 手書き、印刷等による工事打合簿等をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、以下の表の項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、備考の欄は下記のとおりとする。

「契」・・・・・・・・広島市建設工事請負契約約款（以下契約約款という。）

「適正化法」・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

「適正化指針」・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	備 考
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 契約約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>契約約款、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「現場施工体制等把握実施要領」により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>契約約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)</p> <p>契 第9条</p>

<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>① 契約約款第 18 条第 1 項の第一号から第五号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。 ただし、重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ技術管理課と変更内容について協議を行う。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。</p>	<p>契 第 18 条</p> <p>契 第 18 条</p>
<p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量等について、受注者との打合簿を確認し、作成する。</p>	<p>契 第 18 条</p>
<p>(7) 関連工事との調整</p>	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第 2 条</p>
<p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 11 条</p>
<p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約約款第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、契約変更前に当該変更が契約約款第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かの事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	

(10) 市長等への報告		
ア 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、工事担当課長へ報告する。	契 第 20 条
イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	② 受注者から工期の延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、工事担当課長へ報告する。  工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、工事担当課長へ報告する。	契 第 21 条 契 第 17～21 条 契 第 43 条 契 第 27 条
ウ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害賠償しなければならないと認められる場合は、工事担当課長へ報告する。	契 第 28 条
エ 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を工事担当課長へ報告する。	契 第 29 条
オ 工事関係者に関する措置請求	② 損害額の負担請求内容を審査し、工事担当課長へ報告する。  現場代理人がその職務につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は監理につき著しく不相当と認められる場合は、工事担当課長へ報告し指示を受ける。	契 第 12 条
カ 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約約款第 47 条第 1 項及び第 48 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、工事担当課長へ報告し指示を受ける。	契 第 47 条 契 第 48 条
	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、工事担当課長へ報告し指示を受ける。	契 第 49 条
	③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び設計出来高調書の作成を行い、工事担当課長へ報告する。	契 第 50 条

2 施工状況等の確認等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事基準点の指示</li> <li>② 既設構造物の把握</li> <li>③ 支給（貸与）品の確認</li> <li>④ 事業損失防止家屋調査の立会い</li> <li>⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</li> <li>⑥ 工事区域用地の把握</li> <li>⑦ その他必要な事項</li> </ul>	契 第16条
(2) 指定材料の検査（確認を含む）	<p>設計図書において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査（確認を含む）を行う。</p>	契 第13条 契 第14条
(3) 工事施工の立会い	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	契 第14条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	<p>設計図書に示された場合、又は指示した施工段階において別表1に基づき、臨場により検査（確認を含む）を行う。</p>	
(5) 工事施工状況の把握	<p>主要な工種について別表2に基づき、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。</p>	
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	<p>建設副産物を排出する工事にあつては、建設廃棄物処理計画書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の<u>原本</u>により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	

(7) 改善請求及び破壊による検査（確認を含む）	① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。	契 第17条
	② 契約約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して検査（確認を含む）する。	契 第17条
(8) 支給材料及び貸与品の検査（確認を含む）、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査（確認を含む）し、引渡しを行う。	契 第15条
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品の引渡し等の措置を行う。	契 第15条
(9) 部分使用の確認	部分使用を行う場合、品質及び出来形の検査（確認を含む）を行う。	契 第33条
(10) 部分払請求時の出来形の審査	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び設計出来高調書の作成を行う。	契 第37条
3 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議、調整	工事に関して、関係機関との協議、調整等における必要な措置を行う。	

<p>4 その他</p> <p>(1) 現場発生品の処理</p> <p>(2) 臨機の措置</p> <p>(3) 事故等に対する措置</p> <p>(4) 工事成績の評定</p> <p>(5) 工事完成検査等の立会い</p> <p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p> <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときには、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、災害、事故等が発生した場合における初動の対応フロー、建設工事事故報告フローのマニュアルに基づき関係部局に報告する。</p> <p>監督職員は、工事完成のとき（一部完成を含む。）広島市請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p> <p>監督職員は、工事の完成、既済、完済、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。</p> <p>工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。</p>	<p>契 第26条</p>
--	---	---------------

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年8月1日から施行する。

## 別表1

## 段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

1/4

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		ブルーフローリング実施時	ブルーフローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドドレーン ペーパードレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクション パイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回/10本 重点：1回/5本



種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		掘削完了時(中堀杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中堀杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング 杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回/3本 重点:全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄脊据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線

種類	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重要:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般: 重点:1回/1構造物
ポストテンションT (I)桁製作工 プレキャストブロック桁組立て工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 (支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	
電気通信設備工	電気通信設備機器製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状・寸法、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
		現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
機械設備工	施設機械製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状・寸法、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
		現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	大口径ポンプ製作工	工場製作完了時	外観、構造、形状・寸法、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
		仮組立時	状態	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
		現場据付完了時	外観、据付状況、機能試験	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事

種類	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
建築工事	土工	掘削時	支持地盤の状況(根切り底の土質及び深さ) 障害物の処理	一般:1回/1工事 重点:1回/300㎡
	地業	杭施工時	使用材料(材種、規格、杭径、長さ) 支持地盤への貫入、掘削深さ 杭芯づれ・杭頭位置の高低に対する処理	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
	鉄筋	配筋、組立完了時	使用材料(規格、強度、直径) 配筋状況(本数、ピッチ、定着長さ) 型枠状況(スペース配置・数量、かぶり厚さ)	一般:1回/1階 重点:1回/300㎡
		圧接完了時	圧接部の外観、強度 不合格となった圧接部の措置	一般:1回/1階 重点:1回/300㎡
	コンクリート	施工時	使用材料、強度、スランプ、空気量、塩分量 不良部分(ジャンカ等)の処理状況	一般:1回/1階 重点:1回/300㎡
	鉄骨	工場製作完了時	使用材料、形状、寸法、溶接状況	1回/1節
		建方完了時	アンカーボルトの寸法・埋込長さ 建方の寸法誤差 ボルト接合・現場溶接の状況	1回/1節
仕上	施工時	使用材料(材種、調合)、形状、寸法 施工状況(下地の状況、処理方法)	一般:1回/1工事 重点:1回/1階	
電気設備工事 (建築付帯工事)	配管配線工事	施工時	使用機材、経路、位置、納まり、支持、間隔、固定	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	架空配線・地中配線工事	施工時	使用機材、建柱・装柱、架線、掘削、埋戻し、接続	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	接地工事	施工時	使用機材、埋設、接地線及び保護管、接続	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	機器工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	受変電設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	自家発電設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	中央監視制御設備工事	施工時	使用機材、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	計装設備工事	施工時	使用機材、位置、支持、固定、組立・据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	昇降機設備工事	施工時	使用機材、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
機械設備工事 (建築付帯工事)	配管工事	施工時	使用材料、接合状況、埋設深さ、勾配、固定状態	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	ダクト工事	施工時	使用材料、接合状況、固定、収まり状態、貫通部処理	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	保温・塗装工事	施工時	使用材料、施行順序(塗装回数)、隠蔽部仕上げ状態	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	機器工事	施工時	使用機材(仕様、性能、形状)、基礎部分、据付状態	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	自動制御工事	施工時	使用機材、据付状況、動作・作動確認	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	ガス工事	施工時	使用機材、埋設深さ、接合状況、固定、据付状態	一般:1回/1工事 重点:1回/1階

注) ・表中の「種類」で記載のない工種は、類似のものを参考とするものとする。

・表中の「確認の程度」は、確認の頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定するものとする。

1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督:重点監督以外の工事

・重点監督:下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響がある工事

ニ その他

## 別表2

## 施工状況把握一覧

一般:一般監督

重点:重点監督

1/1

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン 基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
ポストテンションT(I) 桁製作工 製作工 プレキャスト桁製作工 PCホロースラブ製作 工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	1回/支保工変更毎
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般:1回/1工事 重点:2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般:1回/工事 重点:1回/3000m <sup>2</sup>
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆び落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	